準委任型業務委託契約書

甲

契約者:

住所 :

SPICYSOFT

契約者:スパイシーソフト株式会社 代表取締役 山田 元康

住所 : 〒 160-0074 東京都新宿区北新宿 2 丁目

甲と株式会社 SPICYSOFT (以下「SPICYSOFT」という) は、タイムチャージ制による各種業務の準委任型での委託に関し、次のとおり契約を締結する。甲および SPICYSOFT は、相互の信頼を基盤として、誠実に本契約を履行し、甲・SPICYSOFT 間の友好的な関係を維持するものとする。

第一条 (本契約の目的)

- 1. SPICYSOFT は、甲に対し、別途準委任型業務委託契約の条件通知で指定する業務およびそれに付随する関連業務(以下「本業務」という)を委託する。
- 2. 本契約は、SPICYSOFT が甲に対して本業務を委託するにあたり、甲・SPICYSOFT が業務の遂行上申し合わせる事項や、本業務遂行のために要した実働時間に基づく委託報酬制度(タイムチャージ制)等の基本合意および諸条件を定める。

第二条 (委託条件通知書・稼働可能時間計画書・業務指示書)

- 1. SPICYSOFT は、「委託条件通知書」をもって、本業務に係る時間あたりの委託報酬額(時間単価)を甲に通知する。SPICYSOFT は、本契約の締結時または SPICYSOFT が必要と判断した際に「委託条件通知書」による当該通知を甲に対して行うものとする。
- 2. 将来一定期間の甲が稼働可能な時間等について、SPICYSOFT の指定した方法で甲は定期的に計画書 (以下、「稼働可能時間計画書」)を提出するものとする。
- 3. 提出された「稼働可能時間計画書」にもとづき、SPICYSOFT が甲に「業務指示書」を送付し、甲が SPICYSOFT に対して当該「業務指示書」を受領した旨の連絡を行い、SPICYSOFT がこれを確認し た時点をもって、本業務の委託が成立する。
 - 甲は、特段の事情がない限り、SPICYSOFT の「業務指示書」の定めに従って本業務を受託するものとする。受託が困難である場合、甲は、その理由を速やかに SPICYSOFT に報告するものとする。また、本業務を受託することが長期間にわたって困難である場合、あらかじめ相当な期間をもって、甲は SPICYSOFT にその旨を通知するものとする。
 - 「業務指示書」の内容を変更する必要が生じたときは、SPICYSOFT・甲が別途協議のうえ書面をもってこれを変更し、当該変更によって、業務を完了することが困難であると判断した場合、甲・SPICYSOFT協議のうえ、改めて完了日時を定めるものとする。

第三条 (再委託の禁止・権利義務の譲渡)

- 1. 甲は、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。
- 2. 甲は、相手方の書面による事前の許諾を得ることなく、本契約により生ずる一切の権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡、もしくは引受け、または担保に供してはならない。

第四条 (機密保持)

- 1. 甲および SPICYSOFT (以下、「被開示者」という) は、本契約期間中に 相手方(以下、「開示者」という) から開示を受けた情報であって開示にあたり秘密であることが明示されたもの及び個人情報 (以下「秘密情報」と総称する) を、善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、開示者の書面による事前の承諾なしに、本契約の履行のために秘密情報を知る必要のある自己の役員及び従業員並びに自己と委任契約のある弁護士、公認会計士、税理士以外の第三者に開示し又は本契約の履行に必要な範囲を超えて複製又は使用してはならないものとする。なお、個人情報を除き、次の各号のいずれかに該当することを、被開示者が証明しうる情報は秘密情報にあたらないものとする。
 - 開示時にすでに公知の情報又は開示時にすでに被開示者が保有していた情報。
 - 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報。
 - 被開示者が第三者から守秘義務を負わずに適法に入手した情報。
 - 開示者の秘密情報によらずに被開示者が独自に創出した情報。
- 2. 前項の定めにかかわらず、被開示者が、裁判所、捜査機関その他の第三者に対する秘密情報の開示を 法令により義務付けられた場合には、開示者に対してその旨を事前に通知したうえで、当該義務の範 囲において秘密情報を開示することができるものとする。
- 3. 被開示者は、開示者の書面による事前の承諾を得て第三者に対して秘密情報を開示する場合、当該第 三者に対して本条と同等の義務を課すものとし、かつ、当該第三者による当該義務への違反について 開示者に対して責任を負うものとする。
- 4. 被開示者は、本契約が終了した場合、開示者から受領した秘密情報が不要となった場合、又は開示者から要求があった場合には、開示者の秘密情報及びその複製物を、開示者の指示に従い遅滞なく開示者に返却し又は廃棄若しくは消去するものとする。
- 5. 本契約のもとでの秘密情報の開示は、被開示者に対する 開示者 の特許、実用新案、ノウハウ、その他 一切の知的財産権の譲渡又は実施権、使用権、その他の権利の許諾を伴うものではない。被開示者 は、秘密情報に基づき発明、考案又はノウハウ等を成した場合は、速やかに開示者にその旨を書面に より通知する。

第五条 (有効期間)

1. 本契約の有効期間は、本契約締結の日から三ヶ月とする。但し、SPICYSOFT から甲に対して新たな「業務指示書」が提示された場合は、その提示日を始期として三ヶ月後にあたる日が属する月の末日まで、本契約と同一条件で延長されるものとする。

第六条 (貸与・提供)

- 1. SPICYSOFT は、甲が本業務の遂行に必要な SPICYSOFT の所有物件(機器・資料・情報・データ・記録媒体等)の貸与・提供を SPICYSOFT に要請したときは、SPICYSOFT が必要と判断し、かつ貸与・提供可能なもの(以下「貸与物件」という)を甲に貸与・提供するものとする。
- 2. 甲は、貸与物件の一切について、善良な管理者の注意をもって管理・使用・保管し、本業務遂行以外の目的のために使用してはならない。甲の故意または過失により貸与物件を滅失もしくは毀損したと

き、またはその返還が不可能となったときは、その詳細を報告し、SPICYSOFT の指示を受けるものとする。貸与物件の滅失、毀損または返還がなされなかったことにより、SPICYSOFT が被害を被った場合、SPICYSOFT は甲に対してその損害額を請求することができる。

第七条 (業務の遂行)

- 1. 本業務に係る委託業務は「業務指示書」にて定める。
- 2. 甲は、SPICYSOFT から委託された本業務の遂行状態について、常に明らかにし、SPICYSOFT が報告を求めまたは調査を行うときは、遅延なくこれに応ずるものとする。
- 3. 甲は「業務指示書」に定められた業務を完了した場合は、SPICYSOFT へ連絡するものとする。
- 4. 業務の完了の如何に関わらず、甲は、本業務のうち当該業務のために要した実働時間に基づく委託報酬を、SPICYSOFT に請求することができる。

第八条 (知的財産権)

- 1. 本契約に従って甲が業務を完了した結果、産み出された著作物(以下「本著作物」という)があった場合、本著作物の著作権は SPICYSOFT に帰属する。本項に定める著作権には、著作権法第 27 条及び第 28 条に規定される権利が含まれる。
- 2. 甲は SPICYSOFT に対して著作者人格権を行使しないものとし、SPICYSOFT が本著作物を改変する場合は、甲による事前の承諾を要しないものとする。
- 3. SPICYSOFT は、本著作物の利用にあたり、著作者の表示を要しないものとする。
- 4. 甲は、SPICYSOFT に対して、本著作物が、第三者の著作権、プライバシー権、名誉権、パブリシティ権、その他いかなる権利をも侵害しないものであることを保証する。

第九条 (請 求)

- 1. 甲は、毎月、本業務のうち前月の 26 日から当月の 25 日までに業務の完了に要した実働時間を、 SPICYSOFT が定める形式に従って、当月末日(以下「請求締日」という)までに報告し、当該実働 時間に基づく委託報酬額を請求するものとする。なお、SPICYSOFT が甲に提示する委託報酬の時間 単価には、消費税等の各種税金が含まれているものとする。
- 2. SPICYSOFT は、甲に対し、請求締日の翌月末日までに委託報酬額を支払うものとする。本業務は法の定める源泉徴収対象外のため、支払い際には SPICYSOFT は源泉徴収を行わないものとする。なお、支払いに係る振込手数料等の費用は SPICYSOFT の負担とする。
- 3. 請求締日を超えた報告および請求については、次回の支払いに繰り越し、支払い月も自動で繰り越されるものとする。
- 4. 甲の過失により過請求があった場合、次回の支払いの際に相殺される。または甲が SPICYSOFT に別途払い戻すものとする。請求不足については、半年以内であれば、SPICYSOFT が甲から当該請求を受けた日が属する月の翌月の請求と合算して支払うものとする。半年を超えた場合は、請求権は消滅するものとする。これらの場合の支払いに係る振込手数料等の費用はすべて甲の負担とする。
- 5. SPICYSOFT の責により、支払不足があった場合は、次回の支払いの際に合算して支払うものとする。また、過払いがあった場合は、次回の支払いの際に相殺する。または甲に別途請求するものとする。これらの場合の支払いに係る振込手数料等の費用はすべて SPICYSOFT が負担する。
- 6. 甲が重過失・故意により不正な請求をした場合は、当該請求のすべてが無効となる。既に甲に対して 支払いがなされていた場合、甲は SPICYSOFT に請求額の全額を返金しなければならない。返金が遅 れた場合は、支払いから返金までの期間に該当する遅延損害金(年率 14%)を支払うものとする。あわ せて、本契約は解除となる。甲から SPICYSOFT に対して既に請求されているが、未だ支払いに至っ ていない債権債務は一切存在しなくなる。

7. SPICYSOFT の再三の催促にもかかわらず、甲が請求を行わなかった場合は、甲の請求権は翌々々月末には消失するものとする。

第一〇条 (瑕疵担保)

1. 甲には瑕疵担保責任はない

第一一条 (契約の解約・解除)

- 1. SPICYSOFT は、書面による予告をもって、本契約および「業務指示書」の全部または一部を即時解約することができるものとする。ただし以下の場合は、書面による予告は不要とする。
 - 「稼働計画報告書」が提出されなかった場合
 - 「業務指示書」を受領した旨の連絡がなかった場合
 - 稼働計画が大幅に変更され、業務の完了に大きな支障が生じることが見込まれた場合
 - 。 SPICYSOFT による事前の承諾なしに、業務が完了予定日時から遅れて完了された場合
 - SPICYSOFT による事前の承諾なしに、業務の完了されなかった場合
 - 。 請求が行われなかった場合
- 2. 甲が次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告を要することなく本契約および「業務指示書」の全部または一部を解除することができる。
 - 本契約または「業務指示書」に基づく債務を履行せず、あるいは本契約または「業務指示書」 に違反し、相手方が相当の期間を定めて催告したにもかかわらずなお是正されないとき。
 - 差押・仮差押・仮処分・強制執行もしくは競売等の申立を受け、または公売処分・租税滞納処分もしくはその他公権力に基づく処分を受けたとき。
 - o 破産・民事再生もしくは会社更生の申立を受け、またはこれらを自ら申立てたとき。
 - 自ら振出し、もしくは引受けた手形または小切手につき不渡り処分を受けるなど支払停止状態 に至ったとき。
 - 監督官庁より営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消の処分を受けたとき。
 - 。 資本の減少、現営業の廃止もしくは重大な変更、または合併による場合を除いた解散の決議を したとき。
 - 第13条(反社会的勢力の排除)に定める保証義務に違反したとき。
- 3. 甲は、本契約が終了または解約・解除されたときは、SPICYSOFT からの貸与物件および SPICYSOFT から入手した資料等を遅延なく SPICYSOFT に返還する。
- 4. 本契約が終了または解約・解除されたとき、もしくは業務指示が中断された場合、甲は、本契約または「業務指示書」に係る全ての書類、仕掛品、契約解除時点での完成品等を SPICYSOFT に引渡さなければならない。甲の責による解約・解除の場合、引渡しにかかる費用は全額甲が負担する。
- 5. 本契約の終了または解約・解除をもって、SPICYSOFT が甲に「委託条件通知書」にて提示した一切の条件は無効となる。甲と本契約を再締結する場合には、過去の条件は一切引き継がれないものとする。

第一二条 (損害賠償)

- 1. 甲が本契約に違反して SPICYSOFT に損害を与えたときは、甲は、本業務の報酬として支払われる予定であった金額、または損害金額のうちどちらか多い金額を上限として、甲の責に応じ、SPICYSOFTに当該損害を賠償する義務を負う。また甲が善管注意義務を怠っていない場合に限り、損害金額は、直接の損害によるものに限るものとし、逸失利益および間接的な損害によるものは含まないものとする。
- 2. 甲が、第3条(再委託の禁止・権利義務の譲渡)、第4条(機密保持)、第8条(知的財産権)の規定に違反した場合、甲は、本業務の報酬として支払われる予定であった金額の3倍、または損害金

額の3倍のうちどちらか多い金額を上限として甲の責に応じて、SPICYSOFT に対して損害賠償する 義務を負う。

- 3. SPICYSOFT が業務指示を中断する場合、SPICYSOFT は、業務指示に従って甲が既に行った作業に相当する報酬額の全部または一部を、SPICYSOFT の責に応じて、甲に支払う義務を負う。
- 4. SPICYSOFT から甲に損害賠償の請求がなされた場合、甲は請求日より 7 日後(以下「損害賠償の支払締日」という)までに SPICYSOFT に全額を支払うものとする。なお、損害賠償額の全部もしくは一部の支払いが遅れた場合は、延滞額に、損害賠償の支払締日を超えた日数について、年率 14%の延滞利息が加算されるものとする。
- 5. 本契約に関する甲の賠償責任は、直接もしくは通常の損害に限る。逸失利益、事業機会の喪失等、間接的な損害は含まないものとする。
- 6. 甲の賠償責任は、損害賠償の事由が発生した当該業務指示書に係る報酬の債権放棄および、当該業務 指示書に係る現実に受領した対価の総額を上限とする。

第一三条 (反社会的勢力の排除)

- 1. 甲および SPICYSOFT は、相手方に対し、次の各号に定める事項について保証する。
 - 暴力団等の反社会的勢力から、直接・間接を問わず、且つ、名目の如何を問わず、資本・資金 を導入し、経営・事業に実質的な影響を及ぼす資本・資金上の関係の構築を行っていないこと、及び、今後も行う予定がないこと。
 - 暴力団等の反社会的勢力に対して、直接・間接を問わず、且つ、名目の如何を問わず、資金提供を行っていないこと、及び、今後も行う予定がないこと。
 - 暴力団等の反社会的勢力に属するもの及びそれらと親しい間柄の者を、自己の役員等に選任しておらず、また従業員として雇用してはいないこと。
 - 暴力団等の反社会的勢力が、直接・間接を問わず自己の経営に関与していないこと。

第一四条 (存続条項)

1. 第4条 (機密保持)、第8条 (知的財産権)、第10条 (瑕疵担保)、第11条 (契約の解約・解除)、第12条 (損害賠償)、本条 (存続条項)、第15条 (免責)、第17条 (合意管轄)の規定は、本契約が終了し、または解除された後もその効力を存続する。

第一五条(免責)

1. SPICYSOFT または甲は、天災地変等による不可抗力、その他当事者の責に帰すことのできない事由により、本契約または「業務指示書」に定める条項が履行不能となったときは、その責を免れるものとする。

第一六条 (契約締結の費用)

1. 本書締結のために必要な費用は、甲・SPICYSOFT 折半とする。

第一七条(合意管轄)

1. 本契約および「業務指示書」に関し、紛争が生じたときには、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第一八条(協議)

1. 本契約および「業務指示書」に定めのない事項、または本契約の各条項および「業務指示書」の内容の解釈について疑義を生じたときは、SPICYSOFT・甲の双方は信義誠実の精神に則り協議、解決するものとする。

以上